

令和 8 年度 南風原町地域ブランド認定商品「はえばる良品」

募集要項

1. 目的

南風原町の活性化を図るために、南風原町の地域資源等を活用した優良な商品を、南風原町地域ブランド認定商品「はえばる良品」として認定し、南風原町の産品を広く多くの方に知ってもらい、愛用していただくと共に、南風原町の産業振興や知名度・イメージの向上を図ることを目的とします。

2. 南風原町地域ブランド認定商品「はえばる良品」概要

① 応募資格

・必須事項

- (1) 南風原町で、2 年以上事業活動を行っている実績があること
- (2) 申請品が 6 ヶ月以上販売されている事（但し当事業で開発された商品はその限りではない）

・(3) ～ (5) のいずれかに該当すること

- (3) 南風原町内に事業所又は工場があり原則として生産・加工及び製造（委託含む）を行っている事業所
- (4) 個人事業主は代表者が南風原町内に住所を有してる者
- (5) その他、南風原町商工会が認める事業所、福祉団体

② 認定

事業者を認定するのではなく、はえばる良品（以下、「認定商品」）は、事業者＋商品名（〇〇会社の△△）という形で、商品进行認定します。

認定については、以下の通りです。

- (1) 選定委員会で推薦された商品を南風原町長、南風原町商工会会長が認定する
- (2) 認定された商品は町長、商工会会長名の連名で「はえばる良品」認定証を交付する

③ 認定期間

認定期間は、原則 3 年間とします。（更新可）ただし、下記のいずれかに該当する場合は委員会が認定を取り消すことがあります。

- (1) 生産または販売を 1 年以上中止、あるいは廃止した場合
- (2) 認定事業者が当該商品に関連する法規に違反した場合
- (3) 認定事業者が公序良俗に反した場合
- (4) その他、選定委員会で認定が適当でないと判断した場合

④ 認定商品の特典

- (1) 南風原町商工会、南風原町が行う特産品等のプロモーション活動（商工会広報誌、町広報誌、ホームページへの掲載、広告物等による PR など）での優先的な支援を受けられる。
- (2) 「ありんくりん市」や県内・県外イベント等への出展サポート（出展料一部免除など）
- (3) 「はえばる良品」のブラッシュアップ及び販路開拓への支援

⑤ 認証事業スケジュール

【募集】令和 8 年 9 月 15 日（火）～10 月 30 日（金）（当日消印有効）

【審査会】令和 8 年 11 月中～下旬頃予定

※審査会内で事業所による 10 分程度のプレゼンあり

【発表（表彰式）】令和 9 年 1 月開催 の「ルンルンはえばるフェスタ」にて表彰予定
最終結果は、事務局より速やかにご連絡致します。

【記者発表】ルンルンはえばるフェスタ内

⑥ 応募方法

別紙のはえばる良品認定申請書を南風原町商工会式ホームページよりダウンロード頂き、所定の必要事項を記入し、令和 8 年 10 月 30 日（金）（当日消印有効）までに下記応募先に持参、郵送、ファックス、特設 HP のメールフォームでご応募下さい。

【応募用紙】南風原町商工会 HP : <https://www.haeshoko.net/news-shoukoukai/11243/>

【応募先・連絡先】「はえばる良品」事務局

〒901-1112 沖縄県島尻郡南風原町字本部 158 南風原町商工会内（担当：上間、菅野）
電話：098-889-6121 FAX：098-889-4313

⑦ 応募に関する留意事項

- (1) 1 事業者あたり原則 1 商品の応募に限ります。（複数の場合は要相談）
- (2) 応募に際して、応募者は応募商品に関する自己の権利を保全するために必要かつ適切な措置を自ら講じるものとします。
- (3) 応募用紙は返却いたしません。
- (4) ご提出いただいた応募用紙の管理及び活用については、全て委員会事務局にて一任するものとします。委員会事務局は、各用紙に記載した個人情報について、本事業の目的以外には使用いたしません。また、情報の管理については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき厳重に行います。